

- 訪問リハビリテーション
 介護予防訪問リハビリテーション

重要事項説明書

利用者： _____ 様

社会医療法人 三車会

事業者： 貴志川リハビリテーション病院

重要事項説明書

☑ 訪問リハビリテーション ・ □ 介護予防訪問リハビリテーション

<令和6年6月1日現在>

1 訪問リハビリテーション事業者（法人）の概要

名称	社会医療法人 三車会 貴志川リハビリテーション病院
代表者名	理事長 殿尾 守弘
所在地・連絡先	(住所) 和歌山県紀の川市貴志川町丸柄1423-3 (電話) 0736-64-0061 (FAX) 0736-64-0063

2 訪問リハビリテーション事業所の概要

事業所名	貴志川リハビリテーション病院 訪問リハビリテーション室
所在地・連絡先	(住所) 和歌山県紀の川市貴志川町丸柄1423-3 (電話) 0736-79-8102 (FAX) 0736-79-6900
事業所番号	3011710294 和歌山県
管理者の氏名	理事長 殿尾 守弘
通常の実施地域	紀の川市 和歌山市 岩出市 海南市

3 事業所の特色

(1) 事業の目的

主治医の指示に基づき、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が、利用者の心身の機能の回復を図り、有する能力に応じ居宅において自立した日常生活を営むことを目的に実施する訪問サービスです。

生活の質の維持及び向上並びに社会参加を図るとともに、安心して日常生活が過ごせるよう、また家族の身体的及び、精神的負担の軽減を図ることを目的とします。

(2) 運営方針

事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、介護支援専門員並びに関係する市町村やサービス事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と密接に連携し総合的なサービスの提供に努めていきます。

(3) 訪問（介護予防訪問）リハビリテーション計画の作成及び事後評価

医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、利用者の直面している課題を評価し、医師の診療及び利用者の希望を踏まえて、訪問（介護予防訪問）リハビリテーション計画を作成します。その際、医師がリハビリテーション開始前又は実施中の留意事項、やむを得ず当該リハビリテーションを中止する際の基準、当該リハビリテーションにおける利用者に対する負荷等の指示を行います。

また、サービス提供の目標の達成状況を評価し、その結果を書面（サービス計画書）に記載して

(4) 他事業所との連携

理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、介護支援専門員を通じて、訪問介護事業所やその他居宅サービスに該当する事業者に対し、リハビリテーションの観点から日常生活上の留意点、介護の工夫などの情報を伝達していきます。

(5) 従業員研修

月1回、介護保険サービスの研修を行っています。

(6) リハビリテーション会議について

リハビリテーション会議を開催し、リハビリテーションに関する専門的な見地から、利用者の状況に関する情報を家族、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士介護支援専門員等と共有するように努めます。

また、リハビリテーション会議に際しテレビ電話等を使用する場合は、あらかじめ利用者等の同意を得るようにします。

(7) 電子カルテについて

事業者は、定められた基準に則り、利用者に提供したサービスの記録を電子カルテに入力し、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士介護支援専門員等と共有するように努めます。

また、個人情報漏洩については細心の注意を払っていきます。

4 サービス内容

理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が利用者の自宅を訪問し、全身状態の確認、関節の動きや筋力の維持・改善、日常生活動作の練習や方法の指導、介助方法の検討・指導、コミュニケーション（言語）の練習、生活環境（福祉用具や住宅改修）のアドバイス、趣味活動の援助にて楽しみを見つけるお手伝い、自主トレーニングの指導やアドバイス、廃用性機能低下の予防・改善等を主治医の指示、ケアプランをふまえて利用者の状態に応じて計画を立て実施します。

5 営業日時

営業日	月曜日から金曜日まで ただし、国民の休日（振り替え休日を含む）及び、年末年始（12月30日から1月3日）を除きます。
営業時間	8時30分～17時30分まで ただし、利用者の希望に応じて上記サービス提供時間外での対応の場合もあります。

6 事業所の職員体制

従業者の職種	人数 (人)	区分		職務の内容
		常勤(人)	非常勤(人)	
管理者	1	1		相談・調整業務
理学療法士	14	13	1	相談・調整業務
作業療法士	4	3	1	相談・調整業務
言語聴覚士	1	1		相談・調整業務
事務職員	1	1		対応調整・請求業務

7 職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制	休暇
管理者	常勤で勤務 正規の勤務時間帯 (8:30～17:30)	営業日に準ずる
理学療法士	常勤で勤務 正規の勤務時間帯 (8:30～17:30)	営業日に準ずる
作業療法士	常勤で勤務 正規の勤務時間帯 (8:30～17:30)	営業日に準ずる
言語聴覚士	常勤で勤務 正規の勤務時間帯 (8:30～17:30)	営業日に準ずる
事務職員	常勤で勤務 正規の勤務時間帯 (8:30～17:30)	営業日に準ずる

(4) 利用料、利用者負担、その他の費用の請求及び支払い方法について

利用料、利用者負担、その他費用の請求方法

- ・ 利用料、利用者負担及びその他の費用の額は提供サービスごとに計算し、一カ月ごとまとめて請求いたします。
- ・ 上記の請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月10日までに利用者あてにお届けします。

利用料、利用者負担、その他費用の支払い方法等

- ・ サービス提供記録の利用者控えと内容を照合のうえ、請求月の27日までに下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。
 - (ア) 利用者指定口座からの引き落とし
 - (イ) 現金支払い
- ・ 上記の請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月10日までに利用者あてにお届けします。

9 サービス内容に関する相談・苦情について

(1) 苦情処理の体制

提供した訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーションサービスに係る利用者及びその家族からの相談、苦情を受け付けるための窓口を設置します。

(2) 苦情申し立ての窓口

【事業者の窓口】

貴志川リハビリテーション病院	所在地 紀の川市貴志川町丸柄1423-3
担当者 池田 大志	電話番号 0736-79-8102
	受付時間 午前8時30分～午後5時30分

【行政機関の窓口】

□ 紀の川市

那賀振興局 健康福祉部	所在地 岩出市高塚209
	電話番号 0736-61-0020
	受付時間 午前9時00分～午後5時45分
紀の川市市役所	所在地 紀の川市名手市場146番地4
	電話番号 0736-75-3111
	受付時間 午前8時45分～午後5時30分

□ 紀美野町

和歌山県海南保健所	所在地 海南市大野中939
健康福祉部	電話番号 0734-82-0600
	受付時間 午前9時00分～午後5時00分
紀美野町役場 保健福祉課	所在地 紀美野町下佐々1408番地4
	電話番号 073-489-9960
	受付時間 午前8時30分～午後5時15分

□ 岩出市

那賀振興局 健康福祉部	所在地 岩出市高塚209 電話番号 0736-61-0020 受付時間 午前9時00分～午後5時45分
岩出市役所 生活福祉部 長寿介護課	所在地 岩出市西野209番地 電話番号 0736-62-2141 受付時間 午前8時45分～午後5時30分

□ 和歌山市

和歌山県和歌山市保健所 健康福祉部	所在地 和歌山市吹上5丁目2-15 電話番号 0734-33-2261 受付時間 午前9時00分～午後5時00分
和歌山市役所 介護保険課	所在地 和歌山市七番丁23番地 電話番号 073-435-1190 受付時間 午前8時30分～午後5時15分

□ 海南市

和歌山県海南保健所 健康福祉部	所在地 海南市大野中939 電話番号 073-482-0600 受付時間 午前9時00分～午後5時00分
海南市役所 高齢介護課 介護保険係	所在地 海南市南赤坂11 電話番号 073-482-4111 受付時間 午前8時30分～午後5時15分

□ かつらぎ町

伊都振興局 保健福祉課	所在地 橋本市高野口町名古屋927 電話番号 0736-42-3210 受付時間 午前9時00分～午後5時00分
かつらぎ町役場 やすらぎ対策課 介護保険係	所在地 かつらぎ町大字丁ノ町2160番地 電話番号 073-435-1190 受付時間 午前8時30分～午後5時15分
和歌山県庁 福祉保健部福祉保健政策局 長寿社会課 サービス指導班	所在地 和歌山市小松原通1-1 電話番号 073-441-2527

【公的団体の窓口】

和歌山県国民健康 保険団体連合会 介護サービス苦情処理相談窓口	所在地 和歌山市吹上2丁目1番22-501号 電話番号 073-427-4662 受付時間 午前9時00分～午後5時00分
---------------------------------------	---

10 虐待防止に関する事項

事業所は、利用者の人権擁護・虐待の防止のため次の措置を講じます。

- 虐待を防止するための従業者に対する研修を実施します。
- 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備を行います。
- その他虐待防止のために必要な措置を講じます。

事業所は、サービスの提供中に、従業者又は家族等による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報します。

11 緊急時等における対応方法

サービス提供中に病状の急変などがあった場合は、速やかに利用者の主治医、救急隊、緊急時連絡先（ご家族等）、居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者等へ連絡をします。

12 ご利用者様へのお願い

サービス利用の際には、介護保険被保険者証と居宅介護支援事業者が交付するサービス利用票を提示して下さい。

13 重要事項説明の年月日

重要事項説明書の説明年月日	1900年1月0日
---------------	-----------

当事業者は、サービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、訪問(介護予防訪問)リハビリテーションのサービス内容及び重要事項を説明しました。

事業者	所在地	和歌山県紀の川市貴志川町丸栖1423-3	
	法人名	社会医療法人 三車会	
	事業所名	貴志川リハビリテーション病院	
	代表者名	理事長 殿尾 守弘	印
	説明者氏名	池田大志	印

上記の内容説明を事業者から確かに受けました。

利用者	住 所	
	氏 名	印
代理人	住 所	
	氏 名	印